

平成 23年 9月 定例会

経済委員会説明資料
(その2)

農林水産部

目 次

I 提 出 案 件

1 その他の議案等 -----	1
(1) 平成22年度決算に係る資金不足比率の報告について -----	1

1 その他の議案等

(1) 平成22年度決算に係る資金不足比率の報告について（林業振興課）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成22年度決算に係る資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

会 計 名	資 金 不 足 比 率
徳島県港湾等整備事業特別会計	— %

（備考）資金不足額がないため、「—」と記載した。

平成23年9月13日 德監第103号

德島県知事 飯泉嘉門 殿

德島県監査委員

和二司思繪 義正隆宏理 永山多田 福西片喜岡 島徳同同同同

和二司思繪
義正隆宏理
永山多田

平成22年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

資金不足比率審査意見書

- 第 1 審査の対象**
知事から記載された平成22年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。
- 第 2 審査の手続**
審査にあたっては、算定の基礎となる既に実施されたはい、定期的に監査と主査のうた定めどしに算取並びに監査を実施した。されると、決算現金の納入の数検査結果の確認関係がの入出金の精査を実施した。
- 第 3 審査の意見**
審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いづれも正なものと認められる。

会計名	平成22年度	経営健全化基準
徳島県流域下水道事業特別会計	—%	20%
徳島県港湾等整備事業特別会計	—	20
徳島県病院事業会計	—	20
徳島県電気事業会計	—	20
徳島県工業用水道事業会計	—	20
徳島県土地造成事業会計	—	20
徳島県駐車場事業会計	—	20

(注) 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と記載した。